（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出しを「（法第九条第三項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由）」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由）

第二条の三　法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

一　妊娠したこと。

二　出産したこと。

三　法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

四　労働基準法第六十四条の二第一号若しくは第六十四条の三第一項の規定により業務に就くことができず、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかつたこと又は同法第六十四条の二第一号若しくは女性労働基準規則第二条第二項の規定による申出をしようとし、若しくは申出をし、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかつたこと。

五　労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求しようとし、若しくは請求し、若しくは同項の規定による休業をしたこと又は同条第二項の規定により就業できず、若しくは同項の規定による休業をしたこと。

六　労働基準法第六十五条第三項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、又は同項の規定により他の軽易な業務に転換したこと。

七　労働基準法第六十六条第一項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により一週間について同法第三十二条第一項の労働時間若しくは一日について同条第二項の労働時間を超えて労働しなかつたこと、同法第六十六条第二項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により時間外労働をせず若しくは休日に労働しなかつたこと又は同法第六十六条第三項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により深夜業をしなかつたこと。

八　労働基準法第六十七条第一項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、又は同条第二項の規定による育児時間を取得したこと。

九　妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかつたこと又は労働能率が低下したこと。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第四条」に、「第四条―第二十条の二」を「第五条―第二十二条」に、「第二十一条―第二十九条の二」を「第二十三条―第三十一条」に、「第二十九条の三―第三十条の三」を「第三十二条―第三十七条」に、「第三十条の四―第三十条の七」を「第三十八条―第四十三条」に、「第三十条の八―第三十一条の二」を「第四十四条―第五十一条」に、「第三十一条の三―第三十一条の十」を「第五十二条―第五十九条」に、「第三十一条の十一―第三十一条の二十」を「第六十条―第六十九条」に、「第三十二条―第三十四条の二」を「第七十条―第七十七条」に、「第十章　削除　第十一章　紛争の解決（第七十八条）　第十二章　雑則（第七十九条―第八十六条）」を「第十章　紛争の解決（第六十条の二）　第十一章　雑則（第六十一条―第六十八条）」に改める。

第六十八条を第八十六条とし、第六十五条から第六十七条までを十八条ずつ繰り下げる。

第六十四条第一項中「第六十二条第二号」を「第八十条第二号」に改め、同条第二項中「第七百九十二条」を「第七百九十三条」に、「第六十二条」を「第八十条」に改め、同条を第八十二条とし、第六十三条を第八十一条とし、第六十二条を第八十条とし、第六十一条を第七十九条とし、第十一章中第六十条の二を第七十八条とする。

第十章を削り、第十一章を第十章とし、第十二章を第十一章とする。

第九章中第三十四条の二を第七十七条とし、第三十四条第一項中「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「法第二十三条第三項」の下に「の介護のための所定労働時間の短縮等」を、「措置は」の下に「、二回以上の利用をすることができる措置とし」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三号の方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない。

第三十四条を第七十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第二十三条第三項第二号の厚生労働省令で定めるもの）

第七十五条　法第二十三条第三項第二号の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

（法第二十五条の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第七十六条　法第二十五条の厚生労働省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一　育児休業

二　介護休業

三　子の看護休暇

四　介護休暇

五　法第十六条の八（法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による所定外労働の制限の制度

六　法第十七条（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による時間外労働の制限の制度

七　法第十九条（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による深夜業の制限の制度

八　育児のための所定労働時間の短縮措置

九　法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置

十　介護のための所定労働時間の短縮等の措置

第三十三条の三を第七十三条とし、第三十三条の二を第七十二条とし、第三十三条を第七十一条とし、第三十二条を第七十条とし、第八章中第三十一条の二十を第六十九条とし、第三十一条の十九を第六十八条とする。

第三十一条の十八第一項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十一条の十六」を「第六十五条」に、「第三十一条の十一」を「第六十条」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項各号列記以外の部分中「通知」を「請求」に改め、同条第四項中「から第五号まで及び第七号」を「、第四号及び第六号」に改め、同条を第六十七条とする。

第三十一条の十七中「第三十一条の十二」を「第六十一条」に改め、同条を第六十六条とする。

第三十一条の十六中「第三十一条の十二」を「第六十条」に改め、同条を第六十五条とし、第三十一条の十五を第六十四条とする。